

野々市市子ども・子育て会議部会について（案）

1.部会の設置

野々市市子ども・子育て支援事業計画の策定等にあたり、特定の分野を専門的にご審議いただくために部会を設置する。

（野々市市子ども・子育て会議条例第7条）

2.部会と主な審議内容

(1) 児童部会

事業計画における必須記載事業

- ①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、⑤養育支援訪問事業（要保護児童等の支援に資する事業）、⑪放課後児童クラブ

事業計画における任意記載事業

- ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携
- ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 等

(2) 保育部会

事業計画における必須記載事業

- ・施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）
- ・地域型保育給付

（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

- ①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健診、
④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業（要保護児童等の支援に資する事業）、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業、
⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体の参入促進事業

事業計画における任意記載事業

- ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 等